

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録 (4) (令和2年1定)			
日 時	令和2年 3月 6日 (金)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 5時30分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、松田副委員長、面野・高橋(克幸)・須貝・ 中村(吉宏)・中村(誠吾)・高野・川畑各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長 ほか関係理事者 (港湾担当・医療保険両部長、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村誠吾委員、高野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横尾委員が高橋克幸委員に、高橋龍委員が面野委員に、酒井委員が高野委員に、高木委員が須貝委員に、佐々木委員が中村誠吾委員に、山田委員が中村吉宏委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

○（保健所）次長

令和2年3月5日予算特別委員会、立憲・市民連合高橋龍委員の質問に対する答弁について、新型コロナウイルスの関連で、新型コロナウイルスの検査に保険適用がなされていると報じられているが、適用前と後では本市における保健所または医療機関での対応の変化はどのように出てくるのかという旨の御質問に対し、説明員として保健総務課長が、国から具体的な通知等が届いておらず、現時点でわからない旨の答弁をいたしました。

しかし、委員会終了後、確認いたしましたところ、前日の3月4日水曜日、午後11時過ぎに電子メールで保健所健康増進課宛てに、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」等の通知が届いていることがわかりました。

これらの通知によりますと、保険適用について、まず、感染が疑われる者に対しその診断を目的として検査を行った場合、または感染者の退院が可能かどうかの判断を目的として実施した場合に算定できるとなっております。

また、PCR検査は現行、保健所が相談を受け、行政検査の実施の必要性を判断した上でPCR検査を実施しているところに加え、今後は行政検査の一環とし、保健所への相談を介さずに帰国者・接触者外来等の医師が、都道府県、保健所設置市等から委託を受けたPCR検査が可能な医療機関、民間検査機関へ直接PCR検査を依頼することが可能となるものです。しかし、あくまで行政検査と同等の位置づけであることから、従前の行政検査と同様に取扱うこととされております。

このたびは、所内における情報共有が欠けたまま当委員会で誤った説明をしてしまい、高橋龍委員を初め、委員の皆様大変御迷惑をかけました。おわびを申し上げ、訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。

○委員長

これより、新型コロナウイルス関連事務及び保健所所管事務に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、公明党、自民党、立憲・市民連合の順といたします。

共産党。

○川畑委員

ございません。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

特にありません。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。
自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎5歳児健診に係るセルフチェック表について

我が党の代表質問の5歳児健診の答弁のところで、健診や発達相談につなげるためセルフチェック表を送付するというものでありまして、これに関連して質問します。

このセルフチェック表は、いつから導入するのでしょうか。

○（保健所）次長

ことしの4月から実施予定としております。

○中村（吉宏）委員

他の自治体の状況などをお聞かせいただけますか。

○（保健所）次長

現在、保健所で把握している道内の自治体は2自治体ございます。1自治体の例で申し上げますと、平成27年度に5歳児健診を実施していたところ、なかなか健診を実施する方がふえないということで、28年度から5歳児セルフチェック表の導入に至ったものです。その後、人数が少しふえ、対象者等の把握に結びついているというふうに聞いております。

もう1つの自治体につきましては、セルフチェック表と5歳児健診を併用して実施しているということで確認しております。

○中村（吉宏）委員

そのセルフチェック表から何がわかるのか示してください。

○（保健所）次長

5歳児セルフチェック表につきましては、対象となる5歳児の親にチェック表を送付いたしまして、子供の健康状態だとか、発達の部分について気になる部分に丸をつけていただきます。例で申しますと、落ちつかない、かんしゃくを起こしやすい等の質問項目を設け、母親、父親に気づいていただくことを目的としております。

ただ、医師が判断する部分ではございませんので、あくまでも父親、母親が気づいて、次に保健所につなげていただくということを目的に実施するものでございます。

○中村（吉宏）委員

保健所につなげるということですが、最終的に疾患があるかないかの判断は誰がするのかということと、それを見逃したときの責任といいますか、これはどうなるのか示してください。

○（保健所）次長

このセルフチェック表を送って、気になる父親、母親につきましては、保健所にまず電話で御相談をいただきます。その後、父親、母親の同意を得て、保育所や幼稚園に通っている場合であれば、そちらからも情報を集めます。その父親、母親のチェック表と保育所、幼稚園のチェック表を集めた段階で保健所に来ていただき、医師が診断をいたします。

ただ、その場合におきましても、その時点で完全に発達障害等の病名だとか、細かい指導ができる場合は非常に少なく、場合によっては発達障害を疑う場合につきましては、専門の医療機関だとか、発達支援相談等につなげるものでございます。

セルフチェック表は、あくまでも父親、母親に気づいてもらうことを目的としておりまして、この段階で気づか

なかった場合につきましては、もう次の段階に続いていきませんので、その部分についてはまだ課題があるというふうに考えております。

ただ、5歳児健診もセルフチェック表も、診断ということではなく、気づきの部分をいかに父親、母親たちに設けるかということの主眼として実施しておりますので、その部分については御理解いただきたいというふうに思います。

○中村（吉宏）委員

保護者に気づいてもらって、その後、保健所という流れなのですけれども、実際健診等を行う際に、セルフチェック表で要検査等を示す場合に、その対応、今若干触れていると思いますが、セルフチェック表の運用の仕方、もう少し具体的に説明いただきたいと思います。

○（保健所）次長

保健所で、令和2年度であれば5歳児の対象約600人の方全員にチェック表を送ります。その中で、質問に答えていただきまして、項目ごとに、ここの部分に丸がついた場合には保健所の健康相談、またほかの部分に丸がついた場合については発達相談を受けてくださいというような形で御案内いたします。その段階で、保健所に相談があった場合につきましては、先ほど申しましたように関係している幼稚園等からもう少し情報を集め、それを持って保健所に来ていただく。そして、その後に保健所で行っております総合健康相談というのがございまして、こちらは医師がおりますので、そちらを受け、医師に判断をしていただき、状況に応じて次の施設へ紹介する。また、その後も事後フォローについて保健所で確認しながら進めていくというような流れで考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

今出てきた保健所の総合保健相談というのが、いわゆる健診に当たるという理解でよろしいのですか。

○（保健所）次長

はい。ここの部分には医師や相談員がおりますので、そちらに来ていただければ、ある程度、専門の方の目が入るといふふうに思っております。

ただ、ここの部分を他の自治体では5歳児健診という形でやっておりますので、その部分がこちらで今考えているものと若干違う部分かというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

その際、受診者側は費用負担をする必要があるのか示していただけますか。

○（保健所）次長

保健所で実施している他の3歳児健診等と同様に、受診者の方に費用負担を求めている自治体はないというふうに聞いております。

○中村（吉宏）委員

無料で受けられるということですね。

セルフチェック表の製作ですとか、発送にかかる費用はどのぐらいなのか示してください。

○（保健所）次長

令和2年度につきましては、郵送料等5万6,000円を予算要求しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

令和2年度で数えると、5歳児が、仮に全てもし健診を受診するとなったときの受診料は幾らかかるのか示してください。

○（保健所）次長

全員の方を対象に実施した場合、他の3歳児健診等と同様のコストがかかるというふうに考えております。具体的には、年24回実施し、医師、心理相談職員その他嘱託報酬等を含め、年間約250万円と想定してございます。

○中村（吉宏）委員

どういふ進め方がいいのかわかりませんが、できれば全員の方の安心のために受診できることを望むのですが、導入に向けて何か御検討いただけないか最後に示してください。

○（保健所）次長

セルフチェック表にしろ、5歳児健診にしろ、やはりたくさんの方の父親、母親に気づいていただくことが目的ですので、セルフチェック表を実施し、その効果がきちんとあるのかどうかを評価して、次に5歳児健診につなげる、そういったシステムをきちんと考えながら進めていかないと、ただやっただけでは結果としていい方向にはいかないかというふうに思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

ございません。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって、新型コロナウイルス関連事務及び保健所所管事務に関する質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

共産党。

○川畑委員

◎議案第24号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
議案第24号についてです。

基準省令における職員配置等が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更することになった理由について説明してください。

○（福祉）こども育成課長

このたびの放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正につきましては、国の地方分権改革におきまして平成26年度から地方からの提案制度が導入されており、放課後児童支援員の確保が困難となっている地方自治体から地域の実情に見合うように、地方自治体みずからの判断ができるような基準とするよう29年度に提案があったものであり、30年度に国から改正する旨の対応方針が示され、令和2年4月から施行されるというふうになっております。

○川畑委員

その条例の一部改正によって、本市の中で該当する施設はどこを指しているのか示してもらえますか。

○（福祉）こども育成課長

それぞれ放課後児童クラブを開設している施設になりますけれども、まず、福祉部所管の塩谷児童センター、それから生活環境部所管の小樽市勤労女性センター、教育委員会所管の14の小学校となります。

○川畑委員

これまでの従うべき基準と参酌すべき基準がありましたけれども、各基準に該当する部分の違いと内容について説明してくれますか。

○(福祉) こども育成課長

まず、従うべき基準につきましては、必ず適合しなければならない基準ということで、今回の改正前の基準省令では放課後児童支援員の配置数、支援員に求められる基礎資格や研修を修了することという部分が従うべき基準とされておりました。参酌すべき基準につきましては、十分参照しなければならない基準ということで、基準省令では一つの支援単位クラブを構成する児童の数をおおむね40人以下とすることや、専用区画を設けることとその面積基準、開所日数、1日当たりの開所時間のほか、児童を平等に取り扱う原則や虐待等の禁止、保護者や関係機関との連絡・連携、事故発生時の対応などについて、参酌すべき基準とされております。

○川畑委員

それで、改正内容の説明によれば、1クラブ2名以上の職員配置等とする現行基準は変更せずとありました。基準省令第10条に規定する基準内容は変わらないとも記載されているわけですが、基準省令第10条には、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上が確保される。そして、また支援の単位、児童数についてはおおむね40人以下とすることについても、このことについては担保されるかどうか、そのことを確認させてください。

○(福祉) こども育成課長

現在、市では、国の基準省令と本市の基準条例に基づきまして、放課後児童クラブを運営する各部局において、それぞれ運営要綱で支援員等の配置についてや利用定員などを定めております。そのほか、放課後児童クラブを開設する施設ごとに開設時間や職員の勤務時間のほか、支援員の配置基準についても定めているところでございます。これらの市が具体的に定めている基準につきましては、保育の質や児童の安全の確保の観点から現行の職員配置の考え方を維持していく必要があると考えておりました、見直しをすることなく引き続き基準内容を担保していくこととしております。

○川畑委員

私どもの結論としまして、従うべき基準の対象となっている事項について、放課後児童支援員の数や資格等があるわけですから、あえて参酌すべき基準とすべきではないのではないかと、そういうふうに主張させていただいて、この項での質問を終わらせていただきます。

○高野委員

◎新型コロナウイルス感染症について

私は、新型コロナウイルスについて、教育委員会にお尋ねしたいと思います。

3月5日から子供が放課後児童クラブの利用をできるようになって、どうしても仕事が休めないという保護者に対しても本当によかったなとは思っています。

ただ、小樽市で感染がない中での長期間の小・中学校の休校については、本当に疑問が残るところです。市内の保育所では手洗いなどを徹底して開設していますが、手洗いなど感染予防を徹底し休校を見送る考えや休校したとしても短期間にするという判断になぜ至らなかったのか、そのあたりをお答えください。

○教育部長

高野委員の御指摘のとおり本市においては感染者は出ていないものの、休校については国や道の要請を受けて、やはり感染するリスクを避けるために、市長と協議のもと、教育委員会が休校の判断をしたところでございます。

○高野委員

国と道の要請を受けて、感染リスクを避けるためということでした。でも、最終的には、市長と協議して教育委

員会が判断して休校したという今の答弁だったのですけれども、なぜ保護者に丁寧な説明もないまま、一方的に休校になりますというお知らせをしたのか、そのあたりをお答えください。

○教育部長

保護者への丁寧な説明ですけれども、今回の休校では、非常に緊急な対応が求められたために、そこを判断するに当たって保護者に丁寧な説明をするいとまがなかったということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○高野委員

保護者の中には、1回学校から連絡があって、その後、春季休暇まで休みになるというふうな連絡はなかったという保護者もいらっしゃるのです。また、学校が休校になってもう1週間たっていますけれども、外出も控えてくださいということで、家の中で一日中過ごすことでストレスがたまって体調不良になっているという子供も出ているわけです。保護者の中には、インフルエンザでは感染者が大体20%以上で学級閉鎖になるのに、感染がない中で長期休校になること自体おかしいのではないかと、不安や戸惑いの声も聞いているところです。今回の休校で、子供たちが学ぶ権利も奪われていることにもなっているわけです。

今後は、やはり国や道から要請があったとしても、自治体として、教職員、保護者の声もしっかり聞いた上で、丁寧な対応をするべきだと思いますし、今後はきちんとそのあたりをしっかりといただきたいと思います。その辺についてお答えください。

○教育部長

今回の開くか、閉じるかというのは、市民の中でも意見が分かれているのかもしれないのですけれども、先ほど説明したように、感染リスクがある中で学校を運営するというのは、なかなか難しいのかというふうに考えています。

今後は丁寧な説明をということですが、今回の感染症の教育委員会の対策を例に少し説明させていただきますと、短期間の間に学校の休校、そのほか社会教育施設の休館、放課後児童クラブの対応、学校開放の休止、その他教育委員会主催のイベントの中止など、短期間に判断し、市民に正しい情報を周知することが求められたところでございます。

このように短い期間の中で何を優先して、正しい情報をどう市民に伝えるかというのが重要なポイントなのかというふうに考えている中で、緊急の場合の対応というのは時間との戦いになりますので、さまざまな情報を整理した上で、正しい情報を速やかにかつ丁寧に発信することができるよう今後も工夫してまいりたいと考えております。そのことが、高野委員の言う丁寧な説明につながるものというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○高野委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

◎議案第33号権利の放棄について〔小樽市海水浴場対策委員会に対する短期貸付金〕

次に、議案第33号、小樽市海水浴場対策委員会短期貸付金の債権放棄についてお伺ひしたいと思います。

今回、2,276万8,963円債権放棄するということですが、その根拠についてお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

このたびの債権を放棄する根拠ということでございますが、地方自治法第96条第1項第10号に基づきまして、議会の議決により権利を放棄するものです。

なお、小樽市債権管理条例に基づく債権放棄に適合するかというのも検討をしたのですが、本市で定めた債権放棄ガイドラインでは、債権放棄は本来、議決事項であることも踏まえ、安易な放棄はすべきでなく、厳正に審査し判断することを旨としなければならないというふうにしております。本件は、当時議会で議論を経て貸し付

けをした経過がありまして、放棄に当たりましてはきちんと議会にお示しする必要があるという考えから、本来の議会の議決による債権放棄を行うべきであると判断したものでございます。

○高野委員

平成7年に議会で議決になっているのですがけれども、日本共産党は、この海水浴対策委員会に対する1億4,600万円の貸し付けを議会で議決すること自体問題だと指摘してきました。

確認ですけれども、ほかの事例でも、今後はこのような安易に債権放棄をするようなことはしないということを確認してよろしいでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

ほかの案件につきまして、私がお答えする立場ではないのですが、今回の債権放棄については、貸付先の対策委員会自体は事業を持たず、市からの補助金を財源として貸付金の返済を行うのみの団体であり、市からの補助金以外に収入がなく、市が駐車場を廃止し、他に収入の手だてもないことから、顧問弁護士にも相談しましたが、このまま放置すればかえって市民負担が増加することから、今定例会で債権を放棄するとの判断に至ったものであります。

今後の他の案件については、その時々慎重に検討して判断することになるものと考えております。

○高野委員

では、直接融資を除いて、市で貸し付けしている事業というのは、どのようなものがあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

新年度予算における貸付金の関係ですけれども、金額の大きいもので言えば、例えば中小企業設備近代化合理化資金貸付金、中小企業経営安定健全化資金貸付金、そのほかには、これも産業港湾部関係ですが、小樽地域雇用創造協議会貸付金、株式会社小樽観光振興公社貸付金などがございます。

○高野委員

そもそも、本来支払わなくてよかったものを市民の税金を使って貸し付けをしたということは非常に問題はあると思うのですが、以前は市内の海水浴場の警備救難活動等をしていた海水浴場対策委員会が、平成8年には小樽市への債務返済だけを行う団体になってしまっています。そういうふうになった時点で、貸付金を放棄するという話し合いというか、そういうことにはならなかったのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

対策委員会への貸付金につきましては、市が対策委員会に工事費等に係る貸し付けをした当時、対策委員会の規約を改正し、債務を返済するのみの団体として、市が運営した駐車場の利益により市に返済をしていくスキームとしたものです。当時は、駐車場収入が3,000万円程度あり返済可能と考えておりましたが、その後の社会環境の変化、レジャーの多様化により来場者が減少したことから、管理経費も圧縮を図り、市民負担にならないよう返済に努めてまいりました。

しかしながら、平成27年に海水浴場が非開設となり、28年からの再スタート後は来場者が大きく落ち込む結果となったため、管理経費が収入を上回る状況が3年続き、一般会計の持ち出しをふやすことになるため、31年3月に駐車場を廃止いたしました。その後1年間、ほかに収入の手だてがないか、処理の方法などについて慎重に検討した結果、放置すればかえって市に負担が増すことから、債権放棄以外に手がないとの結論に至ったものです。

○高野委員

私はですよ、いろいろ問題はあったとはいえ、やはり早い段階で手続を行ってれば、駐車場には3万台以上最初はとまっぴいで、毎年3,000万円以上の収入になっていたということだったので、やはりしっかりやっていたら赤字が500万円とかに膨れ上がることはなかったのではないかとこのふうには思います。答弁はいいです。

◎子育て支援員研修事業費について

次に、子育て支援員研修事業費が110万円ついているのですけれども、そちらについてお伺いしたいと思います。そもそも子育て支援員というのは、どういうものになりますか。

○（福祉）こども育成課長

子育て支援員についてですけれども、国が定めたカリキュラムに基づく基本研修や専門研修を修了しまして、保育や子育て支援分野の各事業などに従事する上で必要な知識や技術を習得した者をいいます。保育施設においては、保育士の監督のもと保育の補助を行うことができる者というふうになっております。

○高野委員

保育士の監督のもと保育の補助を行うということで、研修を受けても専門職の保育士ではないということなのです。

保育士配置の特例を既に行っている84の自治体の調査や国の調査でも、保育士不足の解消に効果があったとの回答は、ほぼないことがわかっているわけです。それでも保育士不足の解消につながるというお考えなのか、そのあたりをお聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

ただいま委員のおっしゃった厚生労働省の調査の関係につきましては、国が平成28年4月から実施した保育所等における保育士配置の特例として、子育て支援員等の配置も含めた取り扱いについての調査と把握しておりますけれども、その調査時点が28年10月でありまして、4月にそういった特例が始まったの10月の調査ということで、その時点での効果把握については困難だったのかというふうに考えております。

このたびの市内での研修実施につきましては、かねてから市内の民間保育所などから要望があったものでありまして、また現に、民間保育所では子育て支援員を既に配置している施設もあり、一定の効果があるものと考えております。

○高野委員

一定の効果があるという答弁でした。

では、市として、保育士不足はどの程度解消されると見込んでいるのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

今回、子育て支援員の研修を実施するというので、まだ新年度に入ってから取り組みになりますので、その研修の受講者もどれぐらいの人数になるかまだ把握できておりませんが、市内でそうした研修をより受講しやすい環境をつくることで、市民に保育についての関心も喚起しながら、より多くの保育人材を養成できればと期待はしております。さらに、そうした人材を保育施設で雇用してもらうことで、保育士不足というよりは、それが起因となって今課題となっている入所待ち児童の解消にもつなげていきたいというふうに考えております。

○高野委員

具体的にはわからないということなのですね。

この子育て支援員の質問、予算特別委員会での松田委員の質問のやりとりも聞かせていただいたのですけれども、保育士の配置は国の基準を守って、保育補助に入る場合も子供が少ない朝や夕方時間帯だから安全が担保されるようなお話をされていましたが、国が定める保育士の配置基準ではどうなっていますか。

○（福祉）こども育成課長

国の最低基準では、必要な保育士の基準としまして、ゼロ歳児につきましては3人につき1人、1・2歳児につきましては6人につき1人、3歳児につきましては20人につき1人、それから4・5歳児につきましては30人につき1人の保育士が必要とされております。それから、開所時間中は最低2人の保育士配置が必要というふうにもされております。

○高野委員

そうなのです。4歳児以上だったら子供30人につき保育士1人では、とてもではないですけども、子供の安全を担保できるとは思えないのです。だからこそ、自治体の中でやはり手厚く配置しているところもあって、小樽市もゼロ歳児に対してきちんと配置しているというところがあると思います。

昨年7月、札幌市で4,000人近くの保育士に対しての保育士実態調査を行いました。その調査を私も拝見させていただきましたけれども、保育士の資格を取った一番の理由として、「子どもと接することが好きだから」が一番上に来ているわけなのです。

だから、資格がない方でも研修を受ければ保育現場に入れるということになりますと、保育士の資格者と比べても、実状を見ても100円、200円ぐらいしか変わらないわけなのです。そうなれば、保育士の不足どころか、今後保育士の資格を取る方自体減ってしまうのではないかと思うのですが、その辺はどうお考えですか。

○（福祉）こども育成課長

保育士の処遇改善というようなことをおっしゃっているのかと思うのですが、それにつきましては、国でも毎年処遇改善に向けた取り組み、毎年度改善しながらやっていっているという状況もあります。ただ、委員がおっしゃるように、今回、子育て支援員研修事業というものを新年度から始めるということにしましたけれども、その間の議論の中でもそういった保育士の処遇改善ということも検討はいたしました。

ただ、今回、子育て支援員研修事業をまず開始するというので、その事業の実施結果ですとか、支援員の保育施設での雇入れの状況、それらを踏まえての入所待ち児童の状況などを今後検証していきながら、それから先ほど申し上げました国ですとか、それから他都市で始めようとしている施策なども注視しながら、本市においても保育士確保策の検討について、今後の課題というふうにしたいと考えております。

○高野委員

そもそも120万人いる保育士登録者のうち40万人しか保育士の方々が職場についていないということが、やはり問題になってくるわけです。札幌市の調査の中でも明らかのように、「今後も保育士として働くつもりはない」という方はわずか4%ほどしかいないのです。だから、処遇改善などがきちんと合致したら復帰したいという方がほとんどなのです。だから、やはり保育士不足の解消には、低過ぎる保育士の賃金や労働条件を大幅に改善、また保育士の配置基準を引き上げることこそ、やはり保育士不足の解消につながりますし、もちろん保育所に入りたくても入れないという方の解消にもつながるのではないかと思うのです。そういうふうを考えるべきだと思うのです。

やはり、この研修ですと、実際、朝夕の少数といっても人数が定まっているわけではありませんし、朝と夕方とはいつでも保護者が保育所に迎えに行ったりとかしたときに、子供がけがをした場合とか、保護者に丁寧に説明しなければいけないですね。そのときに何かあったら、本当に困るわけですよ。そういうこともしっかり考えた上で、今後ぜひ検討していただきたいと、改善していただきたいと思います。再度、お答えいただきたいと思います。

○（福祉）こども育成課長

繰り返しになりますけれども、今回の研修事業の成果等も検証しながら、当然、今委員もおっしゃったような処遇改善の部分も検討課題として捉えておりますので、考えていきたいと思っております。

○高野委員

お願いします。

◎中小企業等実態調査について

次に、中小企業等実態調査、アンケート調査の実施について、今回予算が55万円ついているのですが、どのような目的でアンケートをする予定なのでしょう。

○（産業港湾）産業振興課長

調査の目的につきましては、近年、経営者の高齢化や後継者不足により廃業が増加をしているという傾向が

ある中で、全国的に事業承継が課題となっておりまして、本市においてもその影響が懸念されるわけですが、この事業承継の問題については、非常にナーバスな問題ということもありますので、この調査によりまして、潜在的な対象者の掘り起こしを行う、そして解決に向けた支援を行うということ。

それから、事業者が抱える課題につきましては業者ごとにさまざまでございますので、そうした課題を把握するとともに施策立案の参考とすることを目的とするものでございます。

○高野委員

調査対象は、どういうところになって、どういった方法で行うのか、その辺をお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

調査の対象ですが、経営団体などの協力もいただきながら、会員企業を中心に市内の中小企業、それから小規模事業者、約2,000社を対象にアンケート調査を実施するとともに、事業承継の部分につきましては、回答をいただいた事業者を個別に訪問するといったことを予定しております。

○高野委員

調査項目は、どのようなことを考えていますか。

○（産業港湾）産業振興課長

調査項目につきましては、各事業者の従業員等の基本情報等を初めとしまして、現在課題として考えていることですか、今後どういうことに取り組もうと考えているか、こういった現状と課題に加えまして、先ほど少し申し上げましたけれども、近年問題となっております事業承継、こちらについては潜在的に事業承継問題を抱える事業者の掘り起こしをまず行いまして、課題解決に向けたきっかけとするために後継、後継者候補の有無、それから事業承継に向けた意向、それとまたその要因、こういったことを調査する予定でございます。

○高野委員

過去にこのような調査は行われてきたのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

過去におきましては、平成15年度に各産業の現状を把握するために、製造業、物流関連業、卸売業、宿泊業、医療福祉関連業の5業種、約900社に対しまして、郵送及び訪問により調査を実施しております。

○高野委員

これから2,000社ほどアンケートを行うということなので、事業承継につなげていけるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

◎ふれあい収集について

次に、ふれあい収集についてお伺いしたいと思います。

ふれあい収集の対象世帯の増加に伴って、今回、予算がついているのですが、現在ふれあい収集の利用件数は何件になっていますか。

○（生活環境）清掃事業所長

過去5年の登録世帯数につきましては、平成26年度は854件、27年度は879件、28年度は918件、29年度は980件、30年度は1,007件となっております。直近の数字といたしましては、令和元年12月末時点で1,086件の登録件数になっておりまして、26年度から比較して232件の増となっております。また、まだ途中ではありますが、今年度の件数は年平均で46件程度の増となっております。

○高野委員

今お話いただいたように、年々ふえているということが見えてきます。

今回は2台から3台体制にするということなのですが、ふれあい収集は2人1組で回っているということですが、それを考えても2人1組で大体300件は回らなければいけないのかというふうに思うのですが、なかなか2

台から3台体制になったとしても作業が大変ではないのかと思ったのですが、そこについてはどうでしょうか。

○(生活環境)清掃事業所長

現在の2台体制では、担当職員が嘱託員であることもありまして、勤務時間内に収集できなかった部分については、職員がカバーして業務をしていた次第なのですが、これを3台体制に強化することによりまして、1台当たりの受け持ち件数が少なくなることで、これまでの件数増加の推移から当面3台体制にすることで問題なく業務を遂行できるものと考えております。

○高野委員

今、問題なくされるということだったのですけれども、年々、利用される方がふえているということですし、本当に山坂が多いまちなので、実際に利用している方からは本当に助かっているという声も聞いております。令和元年度から国から半分の特別交付税措置がされることにもなったので、やはり作業をされている方が負担にならないように事業を行っていただきたいというふうに思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○高橋(克幸)委員

◎財政について

それでは、前回の続きということで、歳入についてお伺いしたいと思います。

前回は、歳入の中で非常に影響の大きい市税、それから地方交付税、これらの5年前との比較でどういう傾向にあったのかということをお伺いしました。交付税の中の臨時財政対策債について質問が途中でしたので、これについて質問したいと思います。

これは、これだけが臨時ということと、対策債という「債」がついているわけで、地方債というふうに言われていますけれども、まず、この臨時財政対策債について簡単に説明をお願いします。

○(財政)財政課長

臨時財政対策債につきましては、地方公共団体の一般財源の不足を補うため、地方財政法の規定に基づき特別に発行を認められた地方債という形になります。

臨時財政対策債は、地方交付税とあわせて実質的な交付税と呼ばれているものです。

○高橋(克幸)委員

これも同じように、平成26年度と30年度の5年前との比較をしたいと思いますのですが、それぞれの額についてお知らせください。

○(財政)財政課長

5年前との比較ということですが、まずは臨時財政対策債、こちらは平成26年度で22億4,600万円になります。そして30年度は16億1,000万円という形になっておりますので、6億3,600万円減少という形になっております。

○高橋(克幸)委員

そうです、臨時財政対策債もマイナスになっていると。普通交付税も11億円近く減っているということで、両方合わせると約17億円の減少ということになっているわけですが、これについては、要因は簡単にわかりますか。

○(財政) 財政課長

まず、国でも地方交付税の総額というのが、毎年少しずつ減少されているような傾向がございます。そのほかに、地方消費税交付金、このところが平成26年のときに消費税が一度5%から8%に上がっておりますので、それによって地方消費税交付金がふえるということは、交付税を計算する上での基準財政収入額がふえるという形になりますので、それで結果的に、本市の地方交付税も減るような、そういう傾向がございます。

○高橋(克幸) 委員

それで、昨年も少し議論させていただきましたけれども、これは地方債ですから、市としては実際に借入れをしているわけです。この借入先と償還期間がどのぐらいなのか、お知らせください。

○(財政) 財政課長

借入先につきましては、近年におきましては財政融資資金、こちらは財務局になります。それと地方公共団体金融機構というところから、まず借入先となります。

償還期間ですけれども、償還期間は20年、そして据え置きが3年という形になりまして、現状では利率見直し、10年ごとの見直しという形で考えておりまして、その際の直近の利率は0.007%となっております。

○高橋(克幸) 委員

臨時財政対策債については、後年度、地方交付税に全部算入されるという前の説明でしたけれども、気になるのは、この「後年度」という3文字なのです。「次年度」ではないのですね。後年度ということは、どういうことなのか、わかりますか。

○(財政) 財政課長

先ほど、臨時財政対策債は20年で償還ということでお話しさせていただきましたけれども、この償還がそれぞれ地方交付税を計算する上での基準財政需要額に全額反映されるという形になります。ですから、起債の形になりますので、当該年度に借入れをして、その次年度から利息の償還が今度始まってきますが、それが各年度ごと、大体20年間で返すという形になりますので、その20年間の期間が後年度に当たるものです。

○高橋(克幸) 委員

これの算入の中には利率も含まれているのでしょうか。

○(財政) 財政課長

各年度において、借入利率が変わりますので、それを含めた形で毎年度の数値は計算される形になります。

○高橋(克幸) 委員

懸念しているのは、実際に本当に入ってきているのだろうかという、これは前からの疑問なのですが、財政部としては、この検証はされているのでしょうか。

○(財政) 財政課長

まず、検証という部分につきましては、各年度の発行可能額が道から示されてきます。私たちも、その数値を道に報告して、実際に実額として入ってきているというふうに考えております。そのほかにも、そもそもの地方財政計画上でこの後年度負担になる臨時財政対策債を借りたその元利償還金の全額が、まずその地方財政計画というところに全額算入されております。そのほかにも、総務省の地方債のQ&Aというところがあるのですが、その中でも臨時財政対策債の元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされ、各地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないように措置されているというところでもまた明記されておりますので、私たちといたしましては、全額が算入されているものとして考えております。

○高橋(克幸) 委員

それで、1点だけ少し気になるのが、やはり地方債ということで借金をしているわけですから。平成30年度末の一般会計の市債残高の金額と、それから、そのうちの臨時財政対策債の市債残高はわかりますか。

○(財政) 財政課長

平成30年度末の一般会計の市債残高につきましては、450億7,100万円です。うち臨時財政対策債につきましては210億6,600万円となっております。

○高橋(克幸) 委員

そうですね。約半分近くがこの臨時財政対策債なわけです。後年度、全額算入されるということですがけれども、実際に償還している事実はあるわけで、やはり地方債という考え方には間違いないというふうに思います。

それで、私が心配する点は、市債発行額の抑制だとか、それから市債残高の削減の取り組み、そういうことに支障になってくるのではないかと、いわゆる今後の起債に影響が出るのではないかとというふうに、要はそれだけ積み上がってきているわけですから、影響が出るのではないのかと私は思っているのですが、この辺についての見解を伺います。

○(財政) 財政課長

起債の発行に当たりましては、国でも財政の健全化を示す指標として、いわゆる4指標というものが示されておりまして、その中で実質公債費比率や将来負担比率という数値がございます。ただ、これらの数値を積算するに当たっては、臨時財政対策債の額を除いた形で計算されますので、将来的に、起債を借りる、同意を受ける、この部分に影響を受けることはないというふうに考えております。

○高橋(克幸) 委員

これまで議論してきたように、歳入についてはやはり厳しい状況だというのはよくわかってきました。代表質問でも伺いましたけれども、これからの財源対策、そして財政の健全化について、市長からは3点、主なものについて御答弁をいただいたわけです。ふるさと納税制度の拡充と宿泊税の導入、もう1点、職員定数の適正化、この3点が主なものだというふうに答弁をいただきましたので、それぞれについて、少し簡単に確認をさせていただきたいと思います。

まず、宿泊税ですがけれども、以前にも議論になっていましたが、まず確認したいのは、導入までの今後のスケジュール、これについてお答えください。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

宿泊税導入までのスケジュールについてでございますが、現在取りまとめを行っております宿泊施設に対するアンケート調査、これにより課題の整理を行い、有識者会議の議論を経まして、年度内に制度設計を行うものとしております。その後、宿泊施設への説明会の中で御意見を伺いながら、令和2年第4回定例会に条例案を提出できるように進めてまいります。

また、課税対象である宿泊者の予約期間などに配慮した周知期間、これを設けることが必要でございますので、条例の施行につきましては令和3年度中というふうに予定をしております。

○高橋(克幸) 委員

それで、気になる点が2点あるのですが、一つは報道にもありましたが、北海道との協議状況、小樽市も含めて何市かあるということでしたけれども、その後の協議の状況について、わかればお聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

北海道も導入を予定しております宿泊税につきまして、先日7市で連名で要望書を出したところなのですが、その要望した協議事項につきましては、宿泊税について北海道と市町村で使途が重複しないように、互いの役割分担について協議すること、また納税者1人当たりの課税額、こういうものについて北海道と協議をしまいるということを要望書について出したところでございます。それにつきましては、3月中に協議をする場が設けられるように聞いております。

○高橋（克幸）委員

またわかったらお聞かせいただきたいと思います。

もう一つ気になるのは、先日、中村誠吾委員も質問していましたが、業者側の意見をどのように反映させるか、意見を聴取するかということなのですが、再度お聞きしますけれども、この導入までのスケジュールの中でいつごろそういう聴取期間を設けるのか、反映できるような時期を設けるのか、わかったらお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

事業者への意見につきましてですが、現在取りまとめをしております宿泊施設に対するアンケート調査、また、制度設計後に4月以降御説明をさせていただきます宿泊施設への説明会、こういうものの中で意見をお聞きしてまいりますというように思っております。

○高橋（克幸）委員

もう1点確認したいのは、宿泊税の見込みです。まだ、額も決定していないので明確な答えは出ないとは思いますが、財政から考えるとざっくりどのぐらい考えられるのかという、その範囲も聞きたいものですから、仮定の話で結構です。このぐらいの設定だったら、このぐらいになるのだというのをお示してください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

宿泊者1人当たりの税額につきましては、今後の制度設計とあわせて議論することになりますので、現時点で確定はしていないものでございますが、課税客体である対象施設ですとか免税点、こういうものについて考慮していないというふうに仮定しますと、昨年度の延べ宿泊者数が約100万人というふうに考えますと、仮に1人1泊100円とすると1億円、また、1人1泊150円と仮定すると1億5,000万円の税収になるというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

財政部に伺いますが、この宿泊税は目的税ですから、基準財政収入額に入るということでいいのでしょうか。

○（財政）財政課長

こちらは法定外目的税という形になりますので、基準財政収入額の中には入ってこない形になります。

○高橋（克幸）委員

宿泊税で最後ですけれども、これは目的税でございますので、使うには使用制限があるというふうに伺っておりますが、今の段階で何のために使う税にするのか、考え方をお知らせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

税の使途についてでございますけれども、具体的にはまだお示しできるものはございませんが、本市の宿泊がふえるような仕組みですとか……。

○（産業港湾）観光振興室長

宿泊税の使途ということでございますけれども、今お話がありましたとおり目的税ということで、大きく言いますと観光振興のために使わせていただくということになるかと思えます。

今言ったとおり、使途につきましても、今アンケート調査等で宿泊施設の皆さんからいろいろと御意見を伺っておりますけれども、過去2回行っております有識者会議の中でも宿泊施設の皆さんに税を集めていただくということもありますから、宿泊者がふえるようなこと、あるいは宿泊施設に還元できるようなこと、あるいは、意見の中では、まちの美化みたいなことも出ておりましたので、いろいろな意味で観光振興のために使わせていただくということで、今のところは考えているところでございます。

○高橋（克幸）委員

まだ、宿泊税自体が決まっていないですから、明確な答えは出ないかと思えますけれども、いろいろと検討をお願いしたいと思います。

次に、ふるさと納税制度の拡充についてです。

これも、これまで議論されているところですが、やはり他都市と比べて大きな差があるというのは、私も調べてわかりました。なぜこのように違うのかという認識は、どのようにお持ちですか。

○(財政) 契約管財課長

まずは、寄附額が多いところとの違いということでございますが、道内に限らず全国的にもある程度、特産品を持っている市町村は寄附額が多くなってございます。道内で申し上げますと、一番多い寄附額が森町59億円ですけれども、主力商品といたしましてイクラ。根室市は49億円ありましたが花咲ガニというように、その地方、この市町村ではこれだといった特産品があることが、それぞれの強みではないかと考えております。

一方、本市におきましては、いろいろな分野において返礼品を取りそろえてございます。最近では、スイーツに人気がありまして、全体の寄附件数の3割近くはこれになっているのですが、単価等が安いこともありまして、なかなか寄附額がふえていない現状であると認識しております。

○高橋(克幸) 委員

私も情報サイトを確認しました。今お話があったように1位は森町です。2位が根室市、3位は八雲町ということで、物すごい額になっているわけです。10傑の中で入っているのは後志管内で寿都町だけということで、寿都町でも11億円あるのです。すごいなというふうに思います。

ちなみに、小樽市の順位でいくと53位ということで、真ん中よりは少し上なのでしょうか。それでもやはり少ないという感覚があります。

今後、御答弁ではいろいろ工夫するのだというお話でしたけれども、今年度どのようにこれについて対策を考えているのか、お知らせください。

○(財政) 契約管財課長

今、申し上げましたいろいろな市町村を調べて、それらを参考に本市の現在、寄附を行うポータルサイトが一つなものですから、これを複数にふやす予定でございます。

○高橋(克幸) 委員

ポータルサイトをふやすことによって、どのような効果があるとお考えですか。

○(財政) 契約管財課長

これまで本市は、地元の業者を通した返礼品などを用意してポータルサイトに掲載しておりましたが、寄附額が微増でとどまっている現状でございます。そこで、他市の事例を研究したところ、ポータルサイトをふやすことによって寄附額が倍増している事例もあったことから、実際に市町村を視察したところ、寄附者の方々というのは一定の、特定のポータルサイトを利用してございまして、ポータルサイトをふやしても、それぞれのポータルサイトを利用している層は重複していないということが判明いたしました。このことから地元の業者を活用した現行サイトの利用者は現状維持のまま、新サイトの利用者が新規でふえるので、これに伴って寄附額がふえる効果があると考えてございます。

○高橋(克幸) 委員

少しでもふえるようにお願いをしたいと思います。

もう1点、やはり中心になるのは返礼品なのかというふうに思うので、小樽らしい魅力のある返礼品については、まだまだ工夫の余地があるのではないかとと思いますが、この考え方についていかがですか。

○(財政) 契約管財課長

魅力ある返礼品ということでございますが、今年度の取り組みといたしまして20万円の高額返礼品を用意したところ、結構な件数の寄附をいただいたことがございます。最近でも地元縫製会社のコート仕立券というものを高額返礼として採用いたしましたように、今後とも魅力がある返礼品を随時用意していきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

ぜひ、いろいろな工夫をしていただきたいと思います。

これも財政部に伺いますけれども、ふるさと納税については基準財政収入額に入りますか。

○（財政）財政課長

ふるさと納税で寄附をいただいた部分は入りません。

○高橋（克幸）委員

今、2点お聞きした宿泊税についても、ふるさと納税についても、基準財政収入額には入らないということで、財政的には有利な内容かと思しますので、ぜひ力を入れていただいて、歳入増に向けていただきたいと思います。

それから、最後ですけれども、職員定数の適正化ということで、これはいろいろな意味があると思えますけれども、収支改善プランにも掲載をされておりました。まず、お聞きしたいのは、この適正化という考え方についてお知らせください。

○（総務）職員課長

まず、業務量に見合った職員の数ということでございます。

○高橋（克幸）委員

職員課長、随分寂しい答えですね。それだけなの、職員定数の適正化は。もっといろいろあると思うのだけれども。

それで、この適正化計画は、いつまで作成する予定ですか。

○（総務）職員課長

この適正化計画は、職員の適正配置による人件費の抑制を図るための手段でありますので、令和3年度に組織改革が予定されていることから、そのタイミングでの策定を目指し、また現業職のあり方についても方向性を定める必要がありますので、今後、職員労働組合との協議を経て策定作業に着手してまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

タイミングはわかりましたけれども、では、どのぐらいの期間を設定するのかとか、どういう内容で考えていくのかという、もう少し中身の話はできますか。

○（総務）職員課長

具体的にどのような内容を盛り込んでいくかというのも、これからの作業にはなるのですが、一般的には職員数と人口の推移、職員の年齢構成、また類似団体との比較、そして将来的に職員数を何人に設定するかといったような数値目標、それと計画期間を定めるものでございまして、5年のスパンが一般的には多いと認識しております。

○高橋（克幸）委員

では、5年の期間で、この計画の中身を進めていくということなのですね。

○（総務）職員課長

当然、計画を定めるに当たって、中長期的な視野という部分も考えなければなりませんけれども、年数については、また今後どのぐらいのスパンでいくかというのは決めていきたいというふうに思います。

○高橋（克幸）委員

それで、財政で聞いていますので、これもざっくりとお聞きしたいと思いますけれども、先ほど人件費の削減がテーマなのだという話でしたが、では、令和3年度からその5年間でどのぐらいの削減効果を考えているのでしょうか。

○（総務）職員課長

収支改善プランにも掲げているところでございますけれども、令和7年度では、その削減効果、結局累積になっ

ていくのですが、1億1,000万円を目標の効果額としているところでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、私はこの職員定数の適正化については、代表質問でも5GとRPAの活用のところで聞きましたけれども、働き方改革の視点も入っていないと、ただ人数削減すればいいのだという考え方ではないと思うのです。

それで、定量型の決まった型の仕事をする上で、RPAというのは非常に効果があるのだという議論をさせていただきました。市長、副市長にもぜひトップからそういう認識でいてほしいという話をしましたけれども、ぜひこの適正化についても、RPAの活用の議論と一緒に並行してやっていただきたいと思っているのです。

職員課長、答えられるかどうかわかりませんが、どうでしょうか。

○総務部長

高橋克幸委員のおっしゃるとおり、RPAということは今後考えていかないとなりませんけれども、RPAも一応3段階ほどありまして、その中で最も効果的と考えているのがAIを使ったOCR作業ですとか、さまざまな業務で考えられますので、これからは業務効率化については組織改革とともに考えてまいりたいと考えています。

○高橋（克幸）委員

RPAのセミナーにも参加させていただきましたけれども、肝は何かといたら、どれを選ぶか、どれを取捨選択してRPA化するかという、これが大事だそうです。ほかの都市ではAIを使って、本市ではこれとこれとこれというふうにシミュレーションしてやっているそうです。そういう意味では、やはり先進市の情報もよく捉えながら、似たような市もありますし、同じような仕事されているわけですから、その定量型、定型型と言われる仕事というのは、そんなに差はないはずなのです。ですから、そういう意味も含めて、私はいち早くこれを調査して進めてほしいと思っているのです。大事なのは、耳で聞くのではなくて、実際目で見たいのですよ、市長も副市長も含めてですけれども。私もデモを見せてもらいましたが、やはり、ああ、なるほどなと思うのです。そういう面もありますので、ぜひこれは進めていただきたいと思いますので、その決意のほどを聞いて質問を終わりたいと思います。

○市長

例えば、職員定数の問題からRPAの活用にまで御質問いただきましたけれども、確かに高橋克幸委員がおっしゃるように、ただ人を減らすということではなくて、いかに効率的に仕事をしてもらうかというところが一番大きなテーマになってくるわけでありまして、RPAのお話を一つ例示されましたけれども、こういったことも含めまして、多分先進市というのがあると思いますし、民間に比べて行政にとって一番お困っているところがこの分野だと思いますので、そういったさまざまな先進市の情報なども調査をしながら、この問題について前向きに取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○松田委員

◎おたる子ども未来塾について

それでは、おたる子ども未来塾についてお聞かせ願いたいと思います。

おたる子ども未来塾については、目標に達していないというふうに聞いていましたが、その後、参加者はふえたのか、現時点での学年別の登録人数をお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

令和2年3月1日付時点の登録生徒の数を申し上げます。中学校1年生が7名、2年生が7名、3年生が16名の合計30名でございます。

○松田委員

登録人数に達成したということで喜ばしいことです。

それで、費用の関係なのですが、費用は登録人数に応じての支払いになるのか、開催回数に応じて支払うのか、支払い方法をお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) こども福祉課長

契約上、登録人数や開催の回数に応じた支払いとはなっていないところがございます。支払い方法につきましては、概算払いとして年4回でお支払いすることになってございまして、現在までで3回お支払いしているところがございます。

今年度の授業終了後に精算をするということになっておりまして、実際にかかった経費により支払い額を精算する形になってございます。

○松田委員

それで、業者にそのように払うということなのですが、今回新型コロナウイルスの関係で、今未来塾はお休みしていると思いますが、そういった場合は、事業者への支払いが保証されるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○(福祉) こども福祉課長

未来塾ですけれども、市内小・中学校の臨時休校に合わせて、2月29日土曜日の授業から休塾という形になってございます。

事業者への支払いの部分ですけれども、こちらへ講師の方に何人かお越しいただいているのですが、皆さんそれぞれトライの、小樽ですと駅前教室ですとか、札幌からもお越しいただいたり、家庭教師で回っている講師の方もいらっしゃるしまして、事業者であるトライ側も今回の未来塾の休塾に関して、休業補償を行うかどうかというのはまだ検討中ということでございます。最終的に休業補償をトライですということであれば、市としてもその部分はお支払いする方向で考えることになるのではないかと考えております。

○松田委員

それで、今、年度がわりということなのですが、新年度の登録はいつから始まるのか、1回登録すると卒業まで継続されるのか、1年ごとの更新なのか、更新方法についてお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) こども福祉課長

新年度の登録の部分でございます。今定例会で新年度予算に計上させていただいておりますけれども、可決いただけましたら、年度初めの4月から、なるべく早く来ていただけるように、できるだけ早く対象となる世帯に通知、御案内して申し込み受け付けできるような形をとりたいと思っております。

あと、今通っていただいている中学校1、2年生、14名おりますけれども、そちらの保護者には別途お知らせを送って、保護者の手間をかけないように、引き続き自動更新をとれるような形にはしたいと思っております。もし仮に今年度限りでということであれば、それは御連絡いただいて、登録から外すような形になるかと思っております。

○松田委員

それで、私たちはこの1月に先進的な取り組みをしている東京都足立区に行ってまいりました。ここはNPO法人に委託して、学習支援のみならず子供の居場所づくりという観点からいろいろなボランティアの協力も得ながら、食事も提供するなどして、いろいろな支援策をやっているということで、大変参考になって帰ってきたのですが、小樽でも今後、学習支援のみならず、いずれは子供の居場所づくりという観点からも、この事業を進めてほしいと思っております。この点についてのお考えはどうでしょうか。

○(福祉) こども福祉課長

本市の学習支援事業につきましては、今年度から開始したものでございます。この間も生徒に勉強もさることながら、毎週塾に通っていただくことを楽しみにしてもらえるようにレクリエーション的な要素も含めた授業を取り入れるなど取り組みを行ってきているところでございます。

今年度開始ということでもありますので、まず当面は現状の形で運営していきたいと考えてはございます。将来

的には事業拡大を検討していくということもあるかと思うのですが、そのような段階では、委員のおっしゃるような子供の居場所を兼ねた学習支援ということになるかと思うのですが、そのようなことも念頭に考えていくことになるかとは思いますが。

○松田委員

この事業は、経済格差が教育格差になってはいけないという観点から進められた事業ですので、ここで学習した子供たちが、いずれは講師として今度は子供を教える立場になってもらえたらいいなというふうに念願しております。

◎母子・父子家庭自立支援給付金支給事業費について

最後に、母子・父子家庭自立支援給付金について伺います。

具体的な内容と男女別の給付者をお示し願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

母子・父子家庭自立支援給付金ですが、こちらにつきましては、小樽市では二つの事業を行ってございます。まず一つ目は、自立支援教育訓練給付金でございます。こちらにつきましては、雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座、例えば介護職員や病院事務など、そういう研修・講座を受講するに当たって要する費用の、小樽市が40%、ハローワークが20%の計60%を支給するという形でございます。

今年度につきましては6名の方にこの給付金を支給をしている、制度を利用いただいているというところがございます。

参考までに、この6名の方は皆さん、介護職の実務者研修を受講されているというところがございます。

あと、もう一つが高等職業訓練促進給付金でございます。こちらにつきましては、看護師や保育士などの専門的な資格を取得するため養成機関で修業する場合、一定期間生活の安定を図るための費用を支給するものでございます。今年度は18名の方に制度を利用いただいております。性別の内訳としましては、全員女性でございます。

実際に通っている養成機関については、正看護師の資格を取りたいという方が11名、あと准看護師の資格が3名、保育士が2名、社会福祉士が1名、作業療法士が1名でございます。あと、過去に1名だけ男性の方が保育士の資格を取得するためにこの制度を利用されたというところがございます。

○松田委員

それでは、この資格を取ったことによって就職できた方はどのくらいいるのか、それについて示していただきたいのと、結局この資格を取ろうと思ったけれども途中でやめてしまったとか、そういう課題等もあつたらあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

先ほど申しあげました二つの給付金がございますけれども、平成30年度の実績で申し上げますと、自立支援教育訓練給付金の利用者は3名いらっしゃいました。この方は、3名とも介護福祉士資格を取得されています。既に就職という意味で申し上げますと、この3名の方は皆さんヘルパーとして既に介護事業所でお勤めしてまして、この介護福祉士を取ることによってキャリアアップをその職場でしたということでございます。

あと、もう1点の高等職業訓練促進給付金でございますが、こちらは昨年度5名の方が養成機関を卒業され、看護師が2名ございました。看護師2名の方は医療機関へ就職されています。あと保育士資格が2名、こちらが保育所へ就職されております。あと最後のお一人、社会福祉士が1名なのですが、こちらの方も医療機関へ就職されたということで、資格を取られた方は全員就職されております。

あと、やめた方も過去3年で申し上げますと、体調や家庭の事情で退学された方が1名いらっしゃいました。あと、市外転出や所得増による児童扶養手当の支給要件を満たさなくなったことで、この制度が使えなくなった方がいますけれども、児童扶養手当の支給要件を満たさなくなった方につきましては、この制度は使えなくなるのです

が、ハローワークの給付金に切りかえをする形で引き続き経済的には困らないというか、給付金を受けながら無事に卒業されたというふうには聞いております。

あと、今後の課題ですけれども、年々、過去5年ぐらいでいくと大体10件半ばぐらい制度を利用していただいたのですが、今、それが若干ふえてきております。それ自体は、ひとり親世帯の保護者が自立する部分でも非常にいいことだと思いますので、引き続き周知とか、子供に限らず保護者の支援もしていけるような形で取り組んでまいりたいと考えております。

○松田委員

先ほど課長からもお話がありましたが、この事業がひとり親の方の自立促進の一助になることを願って私の質問を終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時55分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎国立小樽海上技術学校について

それでは、海上技術学校に関連してお伺いをします。

海上技術学校について、独立行政法人海技教育機構との校舎の賃貸に関連する協議の状況をお示してください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

海技教育機構との協議につきましては、令和3年4月の海上技術短期大学の開校に向けて進めておりますけれども、去る2月28日に賃貸借の契約期間は15年とすること、貸付料の年額を約378万円とすることにつきまして機構側と合意に至りました。

また、海技短大として占用使用する箇所につきましては、建物については校舎の4階全体、3階の南側半分とすること。敷地につきましては、正門側のテニスコート部分とすることについても、あわせて合意したところであります。

○中村（吉宏）委員

利用する校舎の部分も示していただきましたが、体育館等の利用はないのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

体育館につきましては、海技教育機構からは、今回、海技短大になるに当たりまして、体育の授業がないというふうに伺っております。このため、入学式や卒業式など、そういった節目の行事程度は使わせていただきたいというような状況を伺っておりまして、これに関しましてはその都度、使用料なり賃料をいただきながらお貸しすること、今お話を進めているところであります。

○中村（吉宏）委員

海技短大のこれからの状況がわかりまして、さらに海技短大の新校舎利用に向けた今後のスケジュールなどをお

示しいただきたいと思えます。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

機構とは賃貸借契約につきまして、令和3年1月に契約締結することを予定するという点についても今回あわせて合意しましたので、これに向けまして今後は、より具体的な工事等の流れですとか、あるいは開校後の管理方法などについて協議を進めていきたいというふうに考えております。

○中村(吉宏)委員

商業高校跡の部分は、海技短大を除けば、あとは公共施設等の再編、小樽市のマターになりますので、そちらの委員会でやりたいと思えます。

○須貝委員

◎議案第18号令和元年度小樽市病院事業会計補正予算について

それでは、まず議案第18号の小樽市病院事業会計補正予算について、お尋ねしたいと思います。

昨年も私は、第2回定例会と第4回定例会の厚生常任委員会で病院の経営について質問させていただきました。人口減少の中で病院経営がとりわけ厳しいこと、しかも2次医療圏の中核病院である、この経営の厳しさは、私は一定の理解を示すところであります。ただ、今回この会計において補正予算が出されましたので、数点お聞きしたいと考えております。

今回、予算額で医業収益がマイナス3億円、さらに医業費用で1億円コストがふえたとあります。まず、この医業収益で3億円マイナスになった原因として、入院患者数が予定よりも少なかったというような御説明が当初ありました。約5,000人減っていますけれども、この要因はどのように分析されていますでしょうか。

○(病院)経営企画課長

入院患者数が当初予算作成時と比較して減少している要因でございまして、全体では患者数が増加している診療科もあるのですが、いろいろな科で少しずつ患者数が減少しております、その積み重ねで約5,000人減少しているという状況でございまして。

また、医師数が減少した科では、見込み数に届かない科があるというような状況でございまして。

○須貝委員

科別の資料を拝見しました。科別に見ますと、大きく減少している科が見えますけれども、その理由は分析されていますでしょうか。

○(病院)経営企画課長

なかなか難しいところはあるのですが、先ほどと少し重複するところはあるのですが、年度内で複数人いる診療科のドクターが、年度中に少なくなるという傾向が一番大きな要因でございまして。先ほど触れましたけれども、いろいろな科で少しずつ今年度については減少、それが積み重なっているような状況が見受けられますので、このところはどうして患者がそれぞれの科でというところの本当の掘り下がったところまでは、まだ分析はできていないような状況でございまして。

○須貝委員

資料を見ると具体的に何々科というのがわかるのですが、今の答弁を聞いてあえてそこをなかなかお答えしにくいところもあるのかと思うのですが、例えばなののですが、先ほどドクターが減ったというお話がありました。明らかに例えばすごく人気のある医師が御開業される、こういう状況が事前にわかっていた段階で、今回この入院患者数の予測とか、外来患者数の予測とか、こういうものが立てられたのではないかと、私はこれを少し危惧しているのです。答えにくい質問かもしれませんが、これに対して見解はありますか。

○（病院）経営企画課長

当初予算策定に当たって、今回2人診療科が1人診療科になったところもございまして、そこで把握している段階では、この令和元年度予算についてはある程度それを加味した部分では実際のところ計算してございます。

ただ、いろいろな科で、年度内でいろいろとドクターの動き、今月少なくなって何カ月後には補充されるといった科もあるのですけれども、ケース・バイ・ケースになってくるので、今回、恐らく委員がおっしゃっている科につきましては、ある程度の予測を立てて当初予算を組ませていただいたという形でございます。

○須貝委員

それでは、それを踏まえて令和2年度でまた入院数、外来数の目標値を立てられていますけれども、達成可能であるという理解でよろしいですか。

○（病院）経営企画課長

令和2年度の当初予算における1日平均入院患者数は352人を見込んでおります。この目標は決して簡単ではないと認識してございますけれども、平成29年度の実績では359人であったことから、達成可能な目標であると考えてございます。

また、外来患者数につきましては、令和2年度当初予算では1日平均900人を見込んでございますけれども、今年度の決算見込みにおきまして900人を超えてございまして、目標を達成できる数値であると考えてございます。

○須貝委員

100%の処方箋はないとは思いますが、入院数をふやすためには、やはり外来数をふやす。外来数をふやすためには、紹介をふやすということですね。そのためには、小樽市内の医療機関、それから後志管内の医療機関とコミュニケーションを密にとることが必要だと思いますので、そのあたり、達成可能ということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、医薬費用が1億円増加したという理由がございました。これの詳しい理由をお聞かせください。

○（病院）経営企画課長

医薬品の増で、化学療法に使用する高額な抗がん剤の使用がふえたためでございます。

○須貝委員

具体的に薬剤名を言っているのか、抗がん剤で特にキイトルーダ、イミフィンジ、オブジーボというものが大きくなったと、私はそういう情報を得ているのですけれども、これらの薬剤の市立病院での医薬品購入額に対する割合、それから前年からの伸びについて、お答えいただけますか。

○（病院）経営企画課長

まず、医薬品購入額に占める割合でございまして、令和元年度上期の実績をもとに計算したもので御紹介させていただきます。

キイトルーダは7.0%、イミフィンジは2.5%、オブジーボは3.1%で、この三つの薬品の合計で12.6%となっております。

また、前年からの伸びにつきましても、令和元年度上期の実績をもとにお答えさせていただきますけれども、キイトルーダは63.7%増、イミフィンジは144.8%増、オブジーボは25.6%増で、この三つの薬品の合計で62.4%増となっております。

なお、イミフィンジは平成30年7月2日に承認された新薬で、同年8月から販売が開始されたことから伸び率が特に大きくなっているものでございます。

○須貝委員

これらの薬剤の伸びは、なかなか予想しがたかったという理解でよろしいですか。

○(病院)経営企画課長

予算作成におけます薬品費につきましては、入院外来収益に一定の割合を乗じて算出しておりますが、令和元年度当初予算の割合は13.1%で、医業収益に対する割合では12.3%でございます。この割合は、薬品費全体の執行状況に係る予算編成時点での直近の実績をもとに、その後の伸びについても勘案して算出したところではございますが、高額な薬品を使用する患者が数人増加するだけで数千万円の影響が出ることもあり、結果として予算に不足を生じる形になったのでございます。

○須貝委員

私もこの業界にいますので、よく承知しているのですが、現在は、もう医薬品が抗体医薬品、さらにはスペシャリティ医薬品が主流になってきて、これらの医薬品の薬価は非常に高額になっています。

しかしながら、こういうスペシャリティ医薬品というのは、納入価が決まっている条件ではないのは承知してはいますが、かなり高額ということで、この率を掛けるとそれ相応なる薬価差といいますか、納入価差が生じるというふうに考えるのですが、今後、病院の収益にこれらの薬価差、納入価差が寄与するというような考えでよろしいですか。

○(病院)経営企画課長

いわゆる薬価差益についてでございますけれども、診療報酬改定によりまして、薬価が下がっているという現状があります。また、消費税の増税分の影響もございまして、最近はこの薬価差益がほとんどないような、そういった状況だというふうに聞いております。

○須貝委員

一般的に業績が思わしくない部署は、つつい年度の目標を立てるときに机上で数字を置く嫌いがあると私は思っています。

今回の補正予算、それからこの令和2年度の目標値が決してそうならないことを期待して、何よりも市立病院の経営というのは、小樽市にとっても、小樽市民にとっても根幹中の根幹ですので、ぜひよろしく願います。決算特別委員会で笑顔でお会いできることを切に願っているところでございます。よろしく願います。

◎議案第33号権利の放棄について〔小樽市海水浴場対策委員会に対する短期貸付金〕

次に、議案第33号の短期貸付金の権利放棄についての質問をさせていただきたいと思っております。

私も新人議員であって、最も一般市民の感覚に近い、そして市民の目線で物事を見られる存在でなければならぬと肝に銘じているところです。

ゆえに、本件のような問題には敏感でなければならないというふうに思っています。市民の代弁者として、これを議論せずに通してはならぬ議案であるというふうに考えていますので、質問させていただきたいと思っております。

本件に関して、私の第一印象は、非常に理解しがたい摩訶不思議な筋の悪い案件だということでありました。まず、過去の判断の甘さ、見通しの甘さ、近年の処置の甘さ、指導の甘さ、そして未来への布石の甘さと全て悪いというふうに見ておりました。

そして、議会の議事録を読んで、平成7年当時の契約書や契約等も拝見しました。そして、弁護士からも御意見をいただいていたところでもあります。このあたりで、私の怒りは頂点に達しておりました。しかしながら、住民訴訟の起こされた判決文を読むにつれ、本件の発端とか、序章が非常にたちのよくない当時の組合長個人によるもの、それからそれに安易に乗せられた委員会の会長、これは当時の経済部長ですけれども、これに起因するところが大きく、小樽市や、さらに議会も苦渋の選択だったことを理解いたしました。

しかしながら、多くの市民はこの背景や事実、そして債権放棄に至るまでの経過を知らないというのが実情ではないかと思っております。市民に対して説明責任は果たす、加えて大切なことは同じ過ちを繰り返さないということであると考えて質問させていただきたいと思っております。

まず、大前提ですけれども、そもそもこの災害の被害者は誰で、そして誰が救済を受けて、そして恩恵をこうむったのは誰であるかというようなことをお答えいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

まず、被害を受けましたのは、当時のドリームビーチの前浜、それから海の家になります。二次被害のおそれですとか、夏には海水浴のシーズンが来るということで、災害復旧の工事を発注しておりますが、工事の発注については、セイロ設置工事、浜茶屋解体工事については組合が発注しております。これは道と市に行くよう要求しておりますが、できないという中でドリームビーチ協同組合が発注したものでございます。それから、前浜復旧工事については、組合が発注し、海水浴場対策委員会名義で契約をしております。

工事費の負担につきましては、話し合いがありまして対策委員会が負担するという形になっております。ただし、当時の対策委員会も資金がないため、市が貸し付けをしまして駐車場の利益を充てて返済していくこととしたものでございます。

○須貝委員

似たような観点の質問になり、繰り返しになるかもしれないですけれども、お金を借りたのは一体誰で、そして返済するのは一体誰になりますか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

本件の貸付金につきましては、海水浴場対策委員会が市から貸し付けを受けております。返す義務としては、海水浴場対策委員会が市に返さなければならないものでございます。

○須貝委員

そうしましたら、これは仮の話であり得ないのですけれども、もし未払いの訴訟が起きた場合には、誰が被告になったのでしょうか、誰を被告にしたらいいのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

ただいまの御質問で、市が支払いを受けていない場合に訴えるということであれば、相手は海水浴場対策委員会になるかと思えます。

○須貝委員

でも、その会長は、当時は小樽市の経済部長、今は産業港湾部長であるということですよ。なので、もしそうなったとしたら小樽市が小樽市を訴えると、非常に難解なスキームであるというふうに思っています。

2,200万円何がしのこだけクローズアップされているから、あれなのですけれども。ただし、元金もかなり返金しているのも事実です。当初は3%の利息を乗せたということもありますので、実損といえますか、過去の1億4,600万円に対して幾ら返済して、実損失というのはどれくらいあるかだけお答えいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

貸付金1億4,600万円に対しまして、これまでの償還額の元金合計が1億2,786万6,509円、支払った利息の合計額が2,053万2,609円、対策委員会が市に支払ってきました金額の合計が1億4,839万9,118円となっております。

○須貝委員

とにかく、ここまで、これ以上過去の深掘りはしませんけれども、債権者が小樽市、債務者が小樽市というような、こういうスキームに私は見えた。これが後々のといいますか、今回の債権放棄へつながる布石であったと思っています。

少し話はずれますが、ずっと判決文を読んでいて疑問に思うところがたくさんあるのですけれども、平成7年に違法状態と確認された災害被害で撤去された浜茶屋がありますが、その後、これを読んでいきますと、最終撤去されるまで約20年かかっているのです。26年とか、それくらいに最終的に撤去したというふうにかかれてはいるのですけれども、この20年間何度もリセットするチャンスがあったと私は思うのですが、この20年間、こういう違法状態

であるものの撤去の指導はされていなかったのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

海の家は仮設建築物に当たりまして、仮設建築物につきましては仮設の許可が必要であります。それで、仮設許可の申請書の提出があるのですけれども、その許可につきましては年度末までに解体すると、除却をするということを条件に許可がなされておりました。

本来であれば、海水浴シーズン終了後に組合において除却されるものでありましたけれども、実際には許可期限が切れる前に新たな許可申請が提出されたということで、建物が除却されることなく事実上、許可の更新のような状況になっていたということでございます。

しかしながら、平成26年に、このような除却がなされないまま許可申請が繰り返されていることが問題ではないかということで公益目的通報がありまして、市コンプライアンス委員会で調査を行った結果、この許可についての市の対応は適切さに欠ける面が見受けられるという指摘がございました。

市としましては、これまでの対応が不適切であるということを確認しまして、組合に対しまして是正措置、除却勧告を行い、27年に除却がなされたということを確認しております。

28年以降なのでございますけれども、海水浴シーズン終了後には除却されていることを我々が現地確認しておりまして、今後も適正に対応してまいりたいと考えております。

○須貝委員

これはもう済んだことであれなのでございますけれども、何回もリセットのチャンスがあったと改めて気づいたところがあります。

次に、返済計画についてでございますけれども、私のところに最初に平成7年度の返済計画のメモが来まして。これを見て、実に甘い楽観的な返済計画だと思って見ていました。当初は17年に完済見込みであった。でも、できなかったのです。先ほどの共産党への答弁のときに、社会的な情勢やレクリエーションの嗜好が変わってみたいなお話がありますけれどもできなかった、ずれが生じた。

それでは、ずれが生じた時点で新たな返済計画をつくらなければならないと思うのですけれども、それはありますか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

返済計画につきましては、当時は3,000万円程度の収入があり、10年程度で返済する計画を立てておりましたが、駐車場使用料収入が見込みよりも減少していきましたので、駐車場の管理経費についても圧縮に努めてまいりました。それで、貸付金の対策委員会が市への申請時や市での財政での予算要求時に修正した計画を作成してきております。

しかしながら、平成26年の時点では、あと5年程度で返済完了を見込んでおりましたが、27年に非開設となり、28年に再スタートしましたが、利用客が激減し償還ができない状態が3年続いたことから駐車場を廃止し、その後1年間ほかに収入の手だてがないか処理の方法などについて慎重に検討した結果、放置すればかえって市民負担が増すことから、債権放棄以外に手がないとの結論に至ったものであります。

○須貝委員

私が聞いたのは、修正をした返済計画があるのかないのか。さらに言えば、その次までいきましたけれども、不幸な事故が起きてから、またさらに客数が落ちましたよね。浜茶屋も営業停止しました。この時点で、またさらに狂ったわけですから、修正計画、再編の経過があつてしかるべきと思うのですが、あるのかないのかをお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

その都度、収入に見合った形で返済完了期限を延ばすような形での修正をして、計画を作成してきております。

○須貝委員

では、その計画には、駐車場だけではなくて、駐車場の概況が変わったのであれば、それ以外の方法も加味した計画になっているというこの理解でよろしいですか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

当面、貸付金の返済につきましては、銭函3丁目駐車場の使用料収入の利益を充てるという形で進めておりましたので、ほかの収入ですとか、ほかの手だてというものは加味されておられません。

○須貝委員

それで、もう一つ問題だと思って見ているのは、判決文を読みますと、これが法的に問題なしとされているよりどころになっているところですがけれども、契約書第6条の貸付期間満了の日までに返済しなければ云々の項目です。返済しなければ年14.6%の割合で計算して、利息を支払わなければならないとあります。これが裁判所の判決では、よりどころになっています。重要文面だと思うのですがけれども、これが適用されたことはありますか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

対策委員会への貸し付けは単年度ごとに行っておりますので、遅延利息を支払われたことはこれまでありません。

○須貝委員

そうですね。これは適用されないでしょうね。だって毎年予算計上して支払っているわけですから、結局、先ほども言いましたけれども、債権者は小樽市で、債務者が小樽市、こういうスキームになっているのです。やはり市民感情から見て、世間ではお金を借りるところの責任は非常に重いと思うのですがけれども、行政相手ではこんな簡単にお金が借りられるのだというふうに一般の人が思っても仕方がないというふうには私は思います。

次に、現状と将来の展望についてお聞きしたいと思います。

今度は、今のドリームビーチ協同組合です。これは存続しております。こちらの現在の登記状況についてお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

ドリームビーチ協同組合は昭和53年に設立されて、主たる事務所は札幌市東区となっております。

○委員長

須貝委員、時間になりましたので、まとめてください。

○須貝委員

そうですね。わかりました。

ドリームビーチが昭和53年に法人登記したという理解でよろしいですか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

ドリームビーチ協同組合として登記をされております。

○須貝委員

予定していた半分も来ていないので、どうまとめたらいいのかまとめようがないのですがけれども、これは、今回の議案になっていますので、ここで本日、まとめなければならないと私自身は思っております。

最後に、やはり負の遺産をリセットする、そして過去の不可解な経緯も含めて真摯に反省、精算するというような理解でいいのか、最後に市長、済みません。これ、話の途中でまだ足りないところがあるのですがけれども、この件に関して市長の見解をお話しいただいて終わりにしたいと思います。

○産業港湾部長

このたびの債権放棄につきましては、これまで市が駐車場を運営した利益により貸付金を返済するというスキームで進めてまいりました。ただ、先ほど担当主幹からも答弁がありましたとおり、平成28年から3年間赤字が続

きまして、一般財源の持ち出しがふえている状況になったことにより、早急に駐車場の廃止をしたところでありませぬ。

それ以降、要は他の手だてがないのかを検討してまいりましたが、結果的には利息を含めた償還額を返済するために収益を上げるということを検討してきたのですが、やはり駐車場しかなかかなか難しいのではないかとこの結論にいたしました。ただ、時間を要することによって、これを放置すればかえって市民負担がふえるということが想定されることから今回、債権放棄をする結論に至ったところでありませぬ。

今回この債権放棄につきましては、苦渋の決断をさせていただきましたが、これにつきましては大変申しわけなく思っているところでありませぬ。

今回の駐車場の運営につきましては、繰り返しになりますけれども、これまでも市が開設運営をしてきました。ただ、公金を扱うという観点から、なかなか経費の圧縮には限界があったという中で、市営駐車場につきましては廃止をしたところであり、今年度から組合に開設運営をしていただいているところでありませぬので、今後も円滑な運営をお願いしていただきたいというふうに考えているところでありませぬ。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

◎予算の考え方について

予算の考え方について改めてお聞きします。

今定例会は第1回であり、当初予算を審議してきたわけです。それで、昨年末から報道があったとおり、市の内部で検討されて迫市長が先頭となって令和2年度の行政を進める基本となる予算づくりを終えていこうとしているところでありませぬ。

では、質問なのですけれども、この予算の考え方、昨年の実績を勘案し年度内の業務や行事に優先順位や効率性を考えて判断をして決定してきたものだと思います。それで、基本的にはこのような考え方で予算を作成されたということよろしいでしょうか。

○（財政）財政課長

財政部では、毎年10月末までに各部に対して予算編成方針を示しております。その予算編成方針の中で、やはり限られた財源を効率的、効果的に配分して、真に必要なニーズに応えるために施策の優先順位を部内において徹底的に議論した上で事業の重点化を図るとともに、新規・拡充事業の計上に当たっては、各部において限られた財源の中で最大の効果を生み出すよう、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して行うことなどの通知をさせていただいております。

よって、各部において十分に検討された予算要求をもとに、私たち財政部において検討して作成した予算原案につきまして、市長査定において既存事業であれば実績などの成果や直近の状況を確認し、新規事業とあわせて緊急性や対応しなければならない課題解決に向けて、優先順位などの判断をした上で予算案とさせていただいておりますので、基本的には委員のお話ししたとおりかと考えております。

○中村（誠吾）委員

その点は共通した認識として、我が立憲・市民連合も理解しておきたいと思っております。

さて、違う質問になっていくのですが、ロードヒーティングなのです。私としては、今、財政課長も言いましたとおり、長期的な視点で負担が平準化することは重要だと考えております。過去の市政から受け継がれてきているものもあって、なかなかうまくいかないのも事実なのです。

それで、具体的な話として市民の多くが関心を持っている除雪費、その中でロードヒーティングの更新を含めた費用についてお聞きしたいのです。このロードヒーティングは、小樽市で暮らす人々にとって大きな財産であります。しかし、今後大きな負債ともとれる状況を生みかねない状況だと私たちは判断しています。

質問ですけれども、まず、現在ロードヒーティングは何カ所あり、設備の面積は幾らで、年間維持費用として、除雪費で幾らくらい決算で支出していますか。

○（建設）維持課長

ロードヒーティングにつきましては、現在の箇所数は232カ所、設備面積は約7万490平方メートル、年間の維持費用は冬期間の降雪状況などで多少の変動はありますが、平成30年度と同施設にかかわる光熱水費で約3億円を支出している状況となっております。

○中村（誠吾）委員

今、私は、わざと設備面積と聞いたのです。これは何かというと、平成10年くらいから、一つのロードヒーティングの中で、部分的に切っている場所がありますよね。

それで、これは質問なのですけれども、現在の設備面積のうち稼働面積は幾らで、何%の停止をかけていますか。

○（建設）維持課長

稼働面積につきましては、今年度当初で約5万6,670平方メートルとなっております。設備面積に対して、約20%となるヒーティングの面積の稼働を休止している状況であります。

○中村（誠吾）委員

私も職員に会って話を聞いたからわかっているのですけれども、費用を減額するために昔から担当職員はいろいろと考えてきたのです。別に市民の安全をないがしろにしたのではなくて。

それで質問なのですけれども、稼働面積だけで、最近の支出から1平方メートル当たり幾らかかっていますか。というのは、稼働時間が箇所により違うので差があるとは思いますが、費用と面積の単純計算でいいのでお示してください。

○（建設）維持課長

直近のロードヒーティングの単位面積当たりの光熱費につきましては、先ほど答弁いたしました平成30年度の費用3億円を稼働面積5万6,670平方メートルで割り返しますと、年間の維持費として1平方メートル当たり約5,300円となります。

○中村（誠吾）委員

1平方メートル当たり5,300円ですか。これを聞いた意味は、私も議員も皆さんもそうなのですけれども、市民の皆さんにお伝えする共通の数字として覚えておいたほうがいいと思うのです。というのは、近くのロードヒーティングでいろいろな市民の方から、いろいろなことを聞かれるときがありますよね。そういう要望などがあった場合に、説明というか言いわけに使うわけではないけれども、しっかりとした数字として1平方メートル当たり5,300円の税金を使わせてもらっているというしかないのです。

それで、続いて箇所数についてお聞きしました。232カ所ということでしたが、設置するときの条件をお聞かせください。というのは、全て割り切れるものではないとも思うのですが、基本的な言い方とさえいいのだけれども、例えば勾配の大きさがありますよね。また、交差点での停止の考え方、何でここをロードヒーティングにしているのだろうか、迂回路のあるなしもあります。そして、道路幅や街路など道路の格みたいなものもあります。これは除排雪に多くかかわってくるものです。わかる範囲で結構です、これらについての条件をお示してください。

○（建設）建築課長

本市の事業といたしましては、平成15年度を最後にロードヒーティングの新設は行っておりませんので、現在新設の基準はありませんが、当時の設置基準ということで申しますと、交通量、安全性、そして沿道状況などを踏まえ総合的に判断するというようになっておりまして、まず交通量につきましては、幹線または補助幹線で12時間交通量がおおむね1,000台以上の路線。安全性につきましては、道路勾配がおおむね13%以上の路線で、信号等による停止や一時停止の必要があったり、急カーブなどがあって減速しなければならず、安全性を確保しなければならない箇所。そして、沿道状況につきましては、沿道や周辺に小・中学校等の教育施設や福祉施設などの不特定多数の方が利用する公共施設があることなどとなっております。

○中村（誠吾）委員

あと、ロードヒーティングは私の記憶では昭和の終わりから平成1桁くらいまでに急に整備されたのです。その時代背景と急いだ理由をあえてお聞きします。

○（建設）建築課長

当時はスパイクタイヤ粉じんによる健康被害が社会問題化しておりまして、平成2年にスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律が施行され、3年にはスパイクタイヤの販売が中止されるなど、本市においても脱スパイクタイヤに向けての環境づくりが急務となっていたことから、ロードヒーティングの設置計画を策定いたしまして、整備の必要性が高い箇所について集中的に整備を行ったところであります。

○中村（誠吾）委員

そうですね。そのために短期間で整備をし、大きな財産がつくられたのです。そして、今20年から30年が経過しているのです。これは負の遺産として多くのロードヒーティングが同時に更新時期を迎えるのですよ、何と言おうと。

質問ですけれども、電気・ガス・灯油方式があると思いますが、それぞれ何カ所で、それぞれの整備段階でのメリットとデメリットをお示してください。

○（建設）維持課長

ロードヒーティングの熱源方式別の箇所数につきましては、歩車道を合わせてとなりますが、現在、電気方式は202カ所、ガス方式は21カ所、灯油方式は9カ所となっております。また、整備段階でのそれぞれのメリット、デメリットにつきましては、電気方式はどの箇所でも電気の安定供給が可能で、融雪の応答が早いなどのメリットは大きいのですが、デメリットとしてランニングコスト、いわゆる維持管理費の電気代は他の方式よりも高いことがありました。

次に、ガス方式はメリットとしてランニングコストが電気方式よりも低廉であります。デメリットとしてはガス本管が埋設されていない箇所には整備は難しいことがありました。

最後に、灯油方式はメリットとしてランニングコストは三つの方式の中で最も低廉ですが、灯油ボイラーを設置するために多くの面積が必要であります。そのため、整地ができる市の用地がないと整備が難しいことがありました。

このように整備段階においてエネルギーの経費、それから整備維持補修経費など、施設としてのライフサイクルコストを想定しながら方式を定めて設置したものというふうに記憶しているところであります。

○中村（誠吾）委員

そうですね。これらについては、さきで開催されました建設常任委員会の除雪パトロールでも質問が出ていたのです。見てきてわかったのです、現実に。

それで、もう少し踏み込んでお聞きします。その中で、最近そのメリットが想定外に変わったものがあれば説明してください。

そして、今後更新していくのですけれども、その方式を継続するのか変更するのか考え方を示せますか。

○（建設）維持課長

今、御答弁しました三つの方式のうち灯油方式につきましては、燃料である灯油の値段は近年、整備当初と比べて2倍ほどとなっております。ガス方式よりも高目となっていることから、ランニングコストのメリットがなくなっているのが実情です。

また、灯油方式は灯油タンクに補給した灯油が盗まれる可能性もあること。交通事故などによりタンクに衝突した際、火災の懸念があることから、灯油方式については更新時にガス方式に切りかえることが得策であるというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

そこでののですけれども、新年度予算においてロードヒーティングの更新は何カ所想定していて、その箇所数でロードヒーティングの総数を割ったとき、全体を更新するために何年間かかるのですか。

○（建設）建築課長

ロードヒーティングの総数は232カ所で、新年度予算では3カ所の更新を予定しておりますので、委員のおっしゃるとおりに計算しますと78年間かかる計算となります。

○中村（誠吾）委員

改めてお聞きします。ロードヒーティングの耐用年数は何年とされています。

○（建設）維持課長

ロードヒーティング施設の耐用年数につきましては、これに特化して明記されたものはないのですが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において、電気設備は蓄電池電源設備以外の耐用年数を15年としていることから、これに準拠して約15年を目安としているところであります。

○中村（誠吾）委員

もうお気づきだと思うのですけれども、そうすると単純に考えると更新できないロードヒーティングも出てくるかもしれないのです。私は、出てくるかもしれないと言いますよ。市民の皆さんに、我慢をお願いしなくてはいけない可能性もあるやもしれないのです。

それで、これは答弁は要らないのだけれども、本日は、あくまでも令和2年度予算の話ですから、継続して効率的な考え方で進めなくてはならないのは私たちもそう思っています。それで、このロードヒーティングというのは小樽市にとっては、かけがえのない大きな財産であります。しかし、今言ったとおり、しっかり見定めていかないと小樽市が年を経過する中で多くの負の財産になりますので、私は今この立場では小樽市側、そして議会側、そして市民の皆さんに共通認識を持って知らせていくことは必要だと思っています。

○面野委員

◎ホームページのリニューアルについて

ホームページのリニューアルについて予算に計上されておりましたので、何点か伺いたいと思います。

現在、小樽市のホームページがございますけれども、そのホームページの課題について認識している点があればお聞かせください。

○（総務）広報広聴課長

現行の本市のホームページの課題ということでございますけれども、トップページから各ジャンル、さらにその先の各ページ、これに行き着くまでの手順が煩雑でありまして、目的のページに行き着かないというか探しづらいということで、まず検索の利便性が低いということがあります。それから、スマートフォンで閲覧する方が今や多い中、デザインがスマートフォン用にレイアウト、配列されませんので、スマートフォンで見づらいという点。そ

れから、さらに大規模な自然災害等が発生したときにホームページにアクセスが集中してパンクしないようにするために、画像が多くて重たいトップページのボリュームを瞬時に軽量化する機能がついていない、大きく三つの機能的な課題を抱えているところでございます。

○面野委員

今回、ホームページのリニューアルに対して850万円計上されていますけれども、多分、今、課題に言われたことをリニューアルするのだと思うのですが、リニューアルの内容と、また、どのくらいの期間をかけてリニューアルされるのかについてお示してください。

○（総務）広報広聴課長

今、申し上げた機能性の課題を解決するためにCMSと言われておりますホームページ管理システム、これを今より高次の機能を持つものに入れかえをします。それで、市民を初めとする利用者の利便性を高めることが目的で、スケジュールのお話ですが、現在6,600ページに上っておりますけれども、1ページずつ移行作業を進めまして、移行後のページが全てふぐあひなく見られるかどうか、こういったものを原課の協力も得ながらチェックしていくという手順を踏んでいくことから、令和2年度の1年をかけて移行作業を行い新しいホームページに移行していくと。ですから、運用開始といいますかスタートは令和3年度当初ということで見込んでおります。

○面野委員

相当な作業にはなると思うのですが、現在の状況なのですけれども、さまざま、今回新型コロナウイルスの対策などでも日々新着情報が上がっているのですが、このホームページ上で情報を更新するに当たって、庁内での規則やルール、それと必要な手続や決裁などがあればお聞かせください。

○（総務）広報広聴課長

更新するための規則、ルール、決裁、手続ということでございますけれども、各原課において発信したい情報ページの作成を原課がいたします。その後の手続としては、原課に編集者と承認者というものが必ずいまして、編集者は主に若手の職員で、承認者は主に課長職、各課にこの二つのIDを付与しております。この管理システム、CMS上で、必ず承認者が確認をして承認者の責任において更新し、公開する手順となっております、紙によるといいますか決裁ということはしております。CMS上で、あくまでも承認しているという流れでございます。

○面野委員

次に、先日、広報広聴課の方ではないのですが職員の方と打ち合わせをしている中で、市のホームページへのアクセス件数について確認したのですけれども、すぐにわかる、そういった指標は用意されていないということです。

私としては、ホームページは情報を発信するものである一方で、どういうページにどういうアクセスが集中しているのかを分析して、戦略的に情報を流していくということも一つホームページの有用な使い方なのかというふうに感じておりますけれども、今回のリニューアルでカウンター機能を搭載させるべきと思うのですが、こちらに関してはいかがでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

おっしゃるとおり、現行のホームページにもアクセス数の検証ができるカウンター的な機能、アクセスログと言われるものを有してはいるのですけれども、月単位の掌握しかできないということで、機能的には機能性が低いと言わざるを得ない状況です。ですので、このたびのリニューアルに伴いまして、少し精度の高いアクセスログを導入したいと考えております。

○面野委員

アクセスカウンターにはいろいろな機能があって、閲覧時間ですとか、どこのリンク先から飛んできたとか、いろいろな拡張機能があるので、どれが適しているのかは今後庁内で協議していただいて、このアクセスカウンター機能についても有用に使い、市民の皆さん、または移住を考えている皆さんがどういうところに興味を持ってホー

ムページにアクセスしているのかということも分析していただきたいというふうに思います。

次に、今回、新型コロナウイルスの感染拡大防止に対応した公立小・中学校の臨時休校の際に、2月26日に市教委が決定して間もなく関係各所への周知が行われたことと思います。学校に通う生徒・児童、そして保護者にはペーパーの配布ですとか、連絡網など、抜かりなく周知されていたことと思いますけれども、市民への周知に対して、日ごろからホームページや広報おたるを主体としていることを考えると、今回も特に緊急を要していましたので、ホームページやSNSでの周知が若干遅かったのではないかとこのように考えますが、これはどういったタイミングで情報を発信したのかお答えください。

○（総務）広報広聴課長

このたびの小・中学校の休校は、2月27日から3月4日の最初の1週間のときの話だと思いますけれども、おっしゃるとおり各学校から緊急メール等によりまして児童・生徒と保護者の方に連絡が行くことがまず最優先されるべきで、その後、順次市役所の内部ですとか、市議会議員の皆さん、報道機関等の周知を進めて、全ての関係者への連絡が済んだ後に、ホームページでという順番でやったので、今回の手順については私どもとしては適切であったかと考えます。

ただ、災害とか、それぞれのケースによって第一報を防災行政無線ですとか、FMおたるの地域コミュニティ放送を初めとした、さまざまな情報発信機能を多角的に活用して、災害のときなどは本当に一気に周知に努めなくてはならない場合もありますので、この点、災害だとか今回の緊急事態、その他のケースに応じて情報発信のためのフローチャートのような、この場合はこの順番で行くといったものの作成について災害対策室とも連携を図りながら研究してまいりたいと思っております。

○面野委員

フローチャートの作成、よろしく願いいたします。

次に、ホームページリニューアルに関して、入札で業者を決めていくのか、それとも公募で業者を選定していくのかということで、どのように業者を選定するのか。また、今回のリニューアルに携わっていただいた業者は、リニューアル後の管理や更新に関して、どのように接していくのかについてお知らせください。

○（総務）広報広聴課長

今回の事業の担当事業者につきましては、平成21年に、最初に小樽市でホームページを入れたのですが、このときのオープンソースと言われる無償で利用できる管理CMSをベースに低廉なコストで、市とともにホームページを構築して、御存じかと思いますが、ホームページ上のバリアフリーと言われていました高齢者や障害のある方の閲覧にも配慮したウェブアクセシビリティ、この点にも精通した市内の事業者との随意契約ということで考えております。

リニューアル後の役割につきましては、サーバーの管理やふぐあいや障害が起きたときのリカバーなどといったシステムの保守、それからウェブ全体のデザインについて、こちらのリクエストに応じて、それを具現化していくような業務をお任せするという流れになると思います。

○面野委員

それでは、次にリニューアルの仕方というか、どういうふうに考えていくのかということについてもお聞きしたいのですが、一つ例示をさせていただくと、全国広報コンクールというものがありまして、こちらは自治体のウェブサイト、それから自治体の広報誌など全国の広報誌を集めてコンクールを毎年行っているのですが、2018年のウェブサイト部門で鯖江市が総務大臣賞や読売新聞社賞を受賞しているのですが、私も拝見させていただいたら、なかなか見やすく、さすがにまとめられているというふうに思いました。

先ほど、小樽のホームページの抱える課題の中にも、やはり緊急性や重要性のことをトップページに載せると重くなるので、なかなか載せづらいというようなCMSのつくりなので、その点についても今後解決していかなければ

ばいけないということで説明をいただいたのですが、本市ではこういった見やすいレイアウト、使いやすいレイアウトの構成というのは、今後リニューアルする際には職員の皆さん、担当の方が考えるのか、それとも業者からそういったようなことを御提言していただけるのか。

それから、リニューアルを進めるときに、特にトップページになると思うのですが、ランドデザイン、それからホームページの階層の構成など、こういったものをどういうふうに考えていくのか、まずはその点についてお示しいただきたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

全体のデザイン等につきましては、広報広聴課の職員が考えます。そして、この事業者と綿密に打ち合わせをしながら進めていくということでございます。

それから中身、コンテンツやページの階層の構成、それからページ相互の相関性、こういった内容の組み立てに関する作業の進め方につきましては、事業者とともにパイロット版などをつくっていったテストを何度も繰り返しまして、それから自治体のホームページでありますから、当然、市長のコンセプトや見解、意思等を確認しながら、段階を踏んで作成していくというふうに考えております。

○面野委員

先ほども説明の中でも触れさせていただいたのですが、やはり今、小樽では移住政策にも力を入れていて、市内の市民の方も見ますし、私もホームページに大変お世話になっておりますが、やはり移住者向けに移住を考えられている方が閲覧されるということにも配慮して、これからホームページのデザインや構成を考えていく必要があると思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

ホームページと移住促進という視点では、ホームページが即時に移住につながるかというと、なかなかそれは難しいところではありますけれども、私どもとしては市民だけではなくて、市外の皆さん、それから観光客の方も閲覧をいただいているということをしつかりと念頭に入れて、鯖江市のような先進都市の事例もよく見ながら、本市にとって有効な、そして充実が図られるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○面野委員

それでは、質問が変わるのですが、1件、ホームページを閲覧された方からの御意見をお預かりしています。今、移住のお話があったのですが、他地域から移住を検討されている中学生になる子供をお持ちの方の御意見で、小樽市内の各学校で、こういった部活動を設置しているのかを閲覧していたそうなのですが、なかなか一元化された情報がなくて、各中学校のホームページもごらんになられたようですが、やはり、そこにも部活動が設置されているものが載っていたり載っていなかったり、あと部活動のガイドラインで示されていたりとか、情報が一元化されていないということで、いろいろとホームページ上を回ったのですがわからなかったと御意見をいただきました。

ただ、市教委の皆さんも、もちろん学校の現場の皆さんも、なかなかお忙しい身ではあると思うのですが、一応、こういった御意見に対して、できるだけホームページでもお知らせできる方法がないかと私も思っているのですが、何か対策などがあれば御紹介していただければと思います。

○（教育）施設管理課長

学校のホームページは、市のホームページとは別の仕組みで作成をしております、各学校において更新作業をしております。現在使っている学校ホームページを作成するソフトウェアというのは、導入から年数が相当たっていることもありまして、令和2年度中に新しい仕組みへ移行する予定としております。

その新しい仕組みに移行する中で、先ほど委員からありました、部活動などの内容について一定程度、統一といいますか、こういった項目は載せましょうといった基準を設けたいと思います。

○面野委員

ただ、学校の中にも多分いろいろな情報があると思うので、全てを一元化するというのはほぼ不可能なことだと思いますので、その辺は教育委員会の方、そして学校現場の方、または児童・生徒、PTAの方などから意見を聴取していただいて、どの点をまず一元化して更新していけばいいのかということを協議いただきたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時02分

再開 午後5時20分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

高野委員外1名から、別紙お手元に配付のとおり、修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

○高野委員

日本共産党を代表して、議案第1号令和2年度小樽市一般会計予算に対する修正案について、提案説明を行います。

歳入では、固定資産税等の滞納繰越金の回収、財産売却収入などで1億1,803万8,000円増額し、個人番号カード交付事業費補助金、新幹線整備事業債など1億3,820万2,000円の減額で、差し引き2,016万4,000円の歳入減を見込みます。

歳出において、マイナンバー関連経費や石狩湾新港管理組合負担金、議会費についても市の厳しい財政状況から議員の期末手当について4.4カ月から市長や副市長などと同様の4.1カ月に引き下げ、歳出合計で4億4,658万7,000円を減額します。

先ほどの歳入減との差し引き4億2,642万3,000円を、他市でも行っている福祉灯油の実施、ふれあいパスワンコイン利用、国民健康保険料は1世帯1万円の引き下げ、18歳未満被保険者の均等割を5割軽減、介護保険料の低所得者負担の引き下げ、幼児教育・保育無償化に伴い負担が増加した方に対するの補助、保育士不足に対応するため保育士直接給付事業の実施と、保育士の正規職員を5名ふやします。そのことに伴い、会計年度任用職員3人分の予算を減らします。

また、小樽市に長く住んでもらう定住促進として住宅リフォーム助成の復活をし、マイホームを購入する方に対して最高200万円の助成が受けられるようにします。

そのほかには、市営室内プールの基本設計及び実施設計をするなど予算に充てる修正となっています。委員各位の賛同をお願いし、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

予算特別委員会での討論を行います。

日本共産党を代表して、議案第1号ないし議案第14号、議案第19号、議案第21号、議案第24号、議案第26号及び議案第39号に反対し、日本共産党から提出した議案第1号の修正案に賛成の立場で討論いたします。

来年度小樽市一般会計予算では、石狩湾新港への多額の投資が続けられ、北海道新幹線札幌延伸については人口

減少が予測される中で、新小樽（仮称）駅にどれだけの列車が停車するか不明の中でも、新幹線推進費が3,000万円計上されています。小樽駅前再々開発や大型客船対応の港湾整備事業など大型開発事業を優先させています。高齢者や障害者、ひとり親世帯への福祉灯油について、国、道の財政支援と本市の財政状況を勘案するとして見送っています。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療は、高齢者と所得水準が低い市民生活の中で、市民負担の軽減が求められているところです。これらの保険料については、国の負担をふやすことをしっかりと国に意見を言う必要があります。

水道料金、下水道使用料は、基本水量まで使用していない世帯が4割近くいる中で、基本分と超過分の水道料金、下水道使用料の引き下げを見送りしています。

2019年度、人事院は国家公務員の給与について、期末手当と勤勉手当を合わせて4.45カ月から4.5カ月への引き上げを勧告しています。しかし、市長などの特別職の期末手当は財政状況が厳しいことから給料の独自削減に加え、期末手当支給割合についても2015年から4.1カ月に据え置きされています。我が党は、本市の財政事情や市民感情を考慮し、議員報酬についても特別職と同様に扱う提案をしました。

我が党の予算修正案は、先ほど高野委員から説明があったように情報流出の問題のあるマイナンバー関連経費、多額の固定資産税・都市計画税の滞納繰越分を充てて、国民健康保険料の1世帯1万円引き下げ、18歳未満の均等割軽減などを提案しています。その基本は、市民生活と地元企業を応援する中身になっています。

詳しくは本会議で申し上げますけれども、以上で討論とさせていただきます。

○中村（吉宏）委員

自民党を代表し、議案第33号について賛成の立場で討論いたします。

当委員会における我が会派の質疑について、質問の時間が不足し態度が明確にならないまま質疑を終了せざるを得ない状況となりました。よって、本議案に賛成するに当たり、以下、述べさせていただきます。

債権放棄額については、利息をどう捉えるかは別として、返済総額が当初の貸付元本に相当する額以上の返済が行われていることが答弁から明らかになり、実損がないことが判明しました。また、この債権をこのまま先送りすることにより、市民負担が増加するということが明らかとなりました。

本債務の問題をこのまま継続させられないという市長の政治的判断で解決しようとされることについて、我が会派は賛成いたします。

以上、各委員各会派の皆様の御理解、御賛同をお願いし、討論といたします。

○面野委員

立憲・市民連合を代表し、小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案である議案第39号については可決、議案第40号については否決を求めて討論を行います。

議員の期末手当の支給割合は、現行6月支給分2.125カ月分、12月支給分2.275カ月分の合計4.4カ月です。これを令和2年4月1日から人事院勧告に従って6月支給分と12月支給分をそれぞれ2.25カ月とし、合計4.5カ月に改定するものです。これは、議員の報酬等を任意に引き上げる報酬改定と全く違い、公務員の給与等について法律で定められた手続に従って人事院勧告に準じ改定を行うものです。

人事院勧告は、公務員の給与水準について厳格な調査をもとに民間に準拠して示されるもので、労使がともに尊重すべき大きな影響力を持つものです。よって、人事院勧告が示すとおり、改定を行う議案第39号については可決、議案第40号については否決を求め、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第40号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第2号ないし議案第14号、議案第19号、議案第21号、議案第24号、議案第26号及び議案第39号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響により、通常であれば6日間の委員会日程でありましたが、3日間に短縮された中、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、松田副委員長を初め委員各位と市長を初め説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くせませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。